

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	西ヶ方	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)							(名称)			(所在地)				
	集 2	経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)							(氏名又は名称)			(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											経営管理権の 始期	経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理 の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班 施業班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢								
1	西ヶ方字 押川山	1359-1	211	1-3	山林	1.11	ヒノキ	55	2024.6.1	5年 (2029.5.31)	乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、間伐の手法は樹木の生育状況に合わせて保育間伐又は搬出間伐のいずれかを実施するものとする。 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は車道からの目視によって判断できる限りで行う。 乙は、経営管理を行うために必要な場合は森林作業道を開設するものとする。	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) 経営管理権に基づき乙が実施する伐採の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>(2. 留意事項) 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>(経営管理実施権が設定されない場合) <時期> 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。</p> <p><相手方及び方法> 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。</p>	対象範囲は別添 図面参照		
2	西ヶ方字 押川山	1365	211	2-6	山林	0.41	ヒノキ	40	"	"						
3	西ヶ方字 押川山	1368	211	2-9	山林	0.08	ヒノキ	70	"	"						
4	西ヶ方字 押川山	1359-7	211	2-20	山林	4.00	ヒノキ	55	"	"						
5	西ヶ方字 ハノス山	1373	211	3-1	山林	0.69	ヒノキ	30	"	"						
6	西ヶ方字 押川山	1359-12	211	3-16	山林	2.57	スギ	60	"	"						
7	西ヶ方字 押川谷	755	211	3-19	山林	0.12	スギ	60	"	"						
合計							8.98									

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班 施業班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西ヶ方字 押川山	1359-1	211	1-3	山林	1.11	ヒノキ	55					
2	西ヶ方字 押川山	1365	211	2-6	山林	0.41	ヒノキ	40					
3	西ヶ方字 押川山	1368	211	2-9	山林	0.08	ヒノキ	70					
4	西ヶ方字 押川山	1359-7	211	2-20	山林	4.00	ヒノキ	55					
5	西ヶ方字 ハトノ山	1373	211	3-1	山林	0.69	ヒノキ	30					
6	西ヶ方字 押川山	1359-12	211	3-16	山林	2.57	スギ	60					
7	西ヶ方字 押川谷	755	211	3-19	山林	0.12	スギ	60					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所

高知県四万十市中村大橋通4丁目10番地

四万十市長 中平 正宏

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所

（記載注意）

- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。
また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は現地調査等により把握した内容を記載すること。
- （5）（B）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受する事業を実施する。

(2) 経営管理の義務

乙は、自己の財産に対するのと同様の注意義務をもって、対象森林の経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して

（9）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、甲に対して販売収益、伐採等に要した経費などに係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、復旧内容を甲と乙の協議により定め、復旧する場合は、甲の負担において乙が復旧するものとする。ただし、当計画により開設した作業道や災害の規模・状況等によってはこの限りでない。

② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとする。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

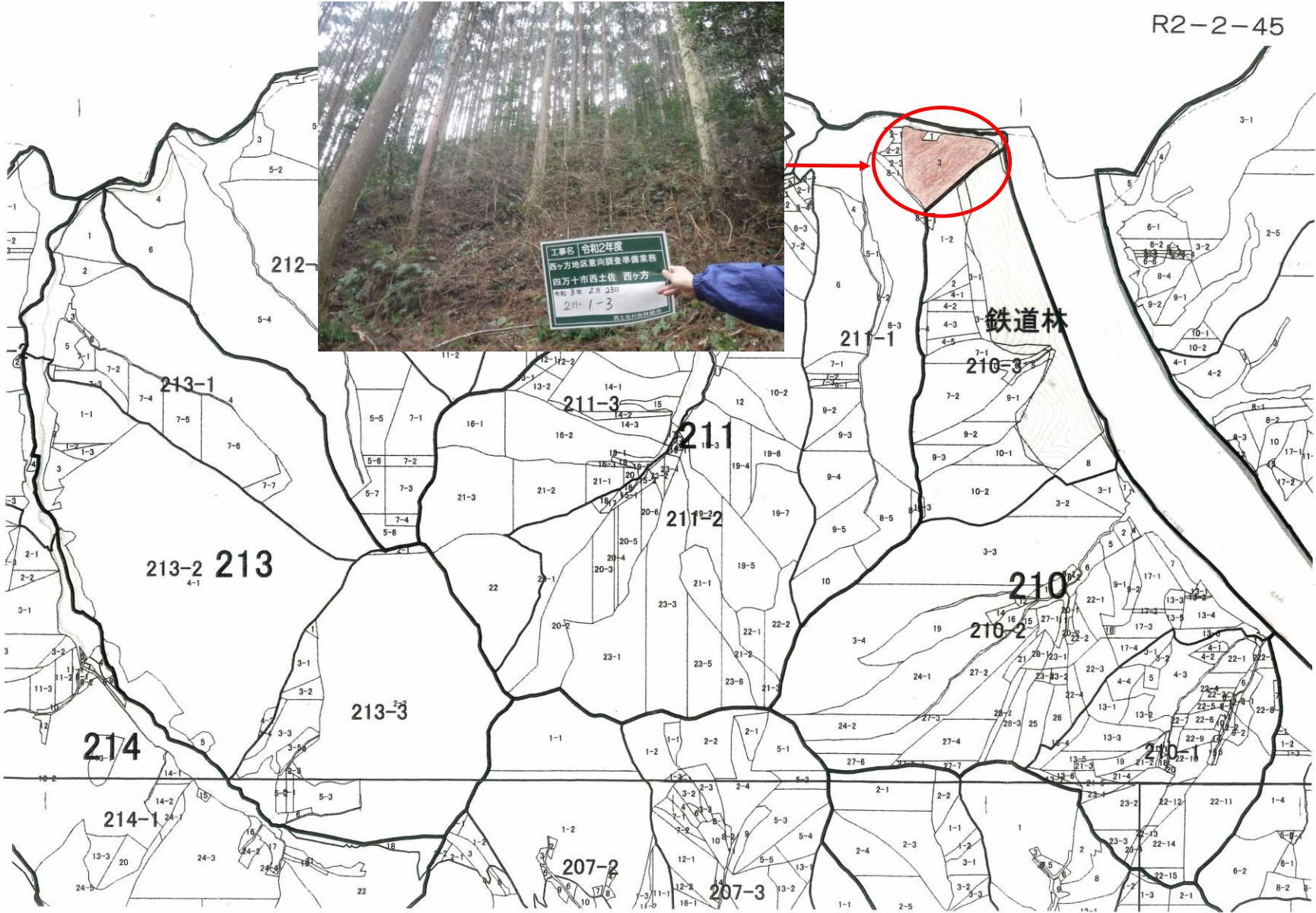
(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

R2-2-45



工事名 | 令和2年度
西ヶ方地区意向調査準備業務
四万十市西土佐 西ヶ方
令和 3年 2月 23日
211-1-3
西土佐建設事務所

鉄道林

213-2 213

214

214-1

213-3

207-2

207-3

210

210-2

211-3

211

211-2

211-1

210-3

212

213-1

-1

-2

-3

10-2

24-5

3-1

5

6-1

6-2

6-3

6-4

6-5

6-6

6-7

6-8

6-9

6-10

6-11

6-12

6-13

6-14

6-15

6-16

6-17

6-18

6-19

6-20

6-21

6-22

6-23

6-24

6-25

6-26

6-27

6-28

6-29

6-30

6-31

6-32

6-33

6-34

6-35

6-36

6-37

6-38

6-39

6-40

6-41

6-42

6-43

6-44

6-45

6-46

6-47

6-48

6-49

6-50

6-51

6-52

6-53

6-54

6-55

6-56

6-57

6-58

6-59

6-60

6-61

6-62

6-63

6-64

6-65

6-66

6-67

6-68

6-69

6-70

6-71

6-72

6-73

6-74

6-75

6-76

6-77

6-78

6-79

6-80

6-81

6-82

6-83

6-84

6-85

6-86

6-87

6-88

6-89

6-90

6-91

6-92

6-93

6-94

6-95

6-96

6-97

6-98

6-99

6-100

6-101

6-102

6-103

6-104

6-105

6-106

6-107

6-108

6-109

6-110

6-111

6-112

6-113

6-114

6-115

6-116

6-117

6-118

6-119

6-120

6-121

6-122

6-123

6-124

6-125

6-126

6-127

6-128

6-129

6-130

6-131

6-132

6-133

6-134

6-135

6-136

6-137

6-138

6-139

6-140

6-141

6-142

6-143

6-144

6-145

6-146

6-147

6-148

6-149

6-150

6-151

6-152

6-153

6-154

6-155

6-156

6-157

6-158

6-159

6-160

6-161

6-162

6-163

6-164

6-165

6-166

6-167

6-168

6-169

6-170

6-171

6-172

6-173

6-174

6-175

6-176

6-177

6-178

6-179

6-180

6-181

6-182

6-183

6-184

6-185

6-186

6-187

6-188

6-189

6-190

6-191

6-192

6-193

6-194

6-195

6-196

6-197

6-198

6-199

6-200

6-201

6-202

6-203

6-204

6-205

6-206

6-207

6-208

6-209

6-210

6-211

6-212

6-213

6-214

6-215

6-216

6-217

6-218

6-219

6-220

6-221

6-222

6-223

6-224

6-225

6-226

6-227

6-228

6-229

6-230

6-231

6-232

6-233

6-234

6-235

6-236

6-237

6-238

6-239

6-240

6-241

6-242

6-243

6-244

6-245

6-246

6-247

6-248

6-249

6-250

6-251

6-252

6-253

6-254

6-255

6-256

6-257

6-258

6-259

6-260

6-261

6-262

6-263

6-264

6-265

6-266

6-267

6-268

6-269

6-270

6-271

6-272

6-273

6-274

6-275

6-276

6-277

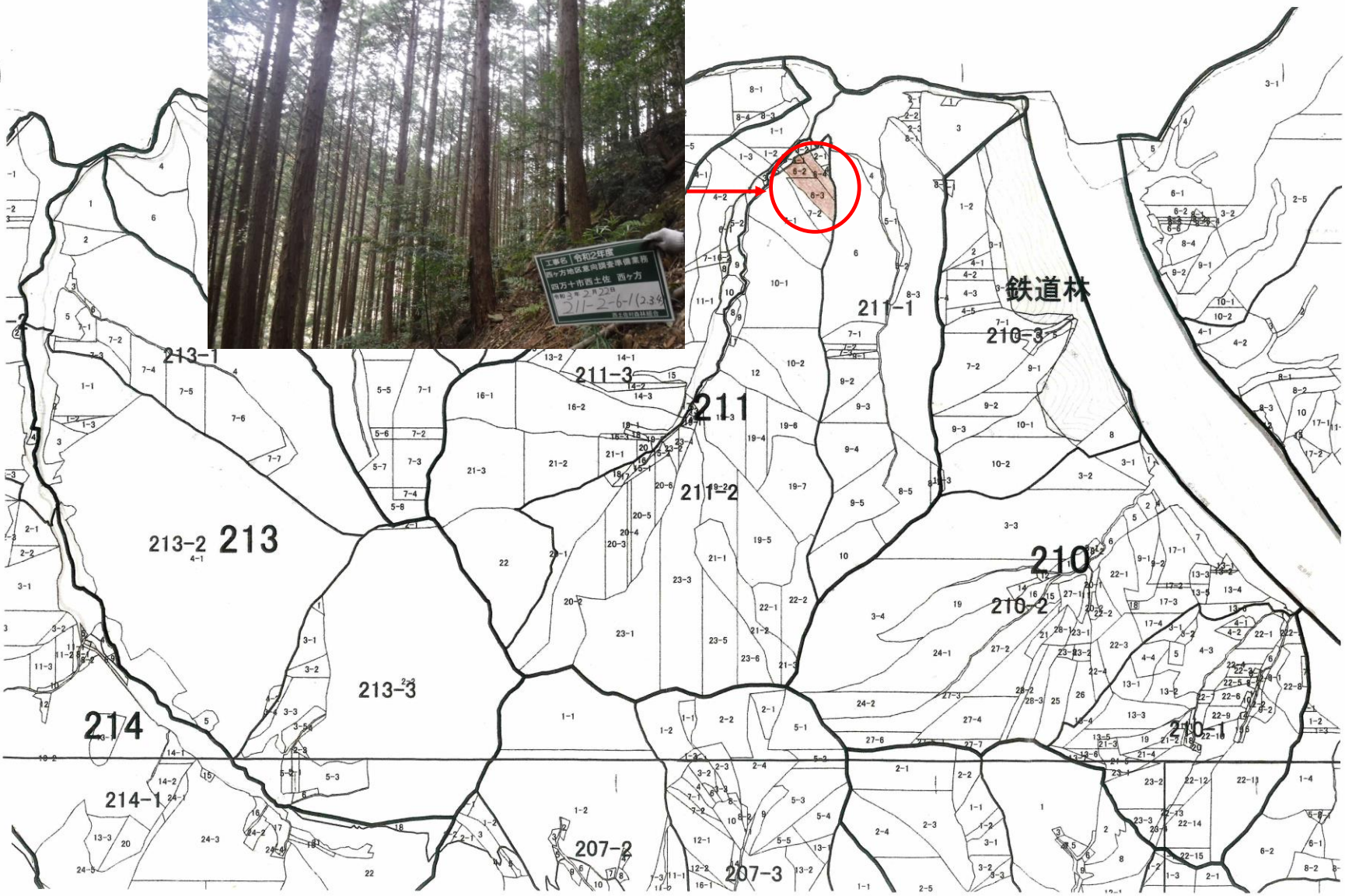
6-278

6-279

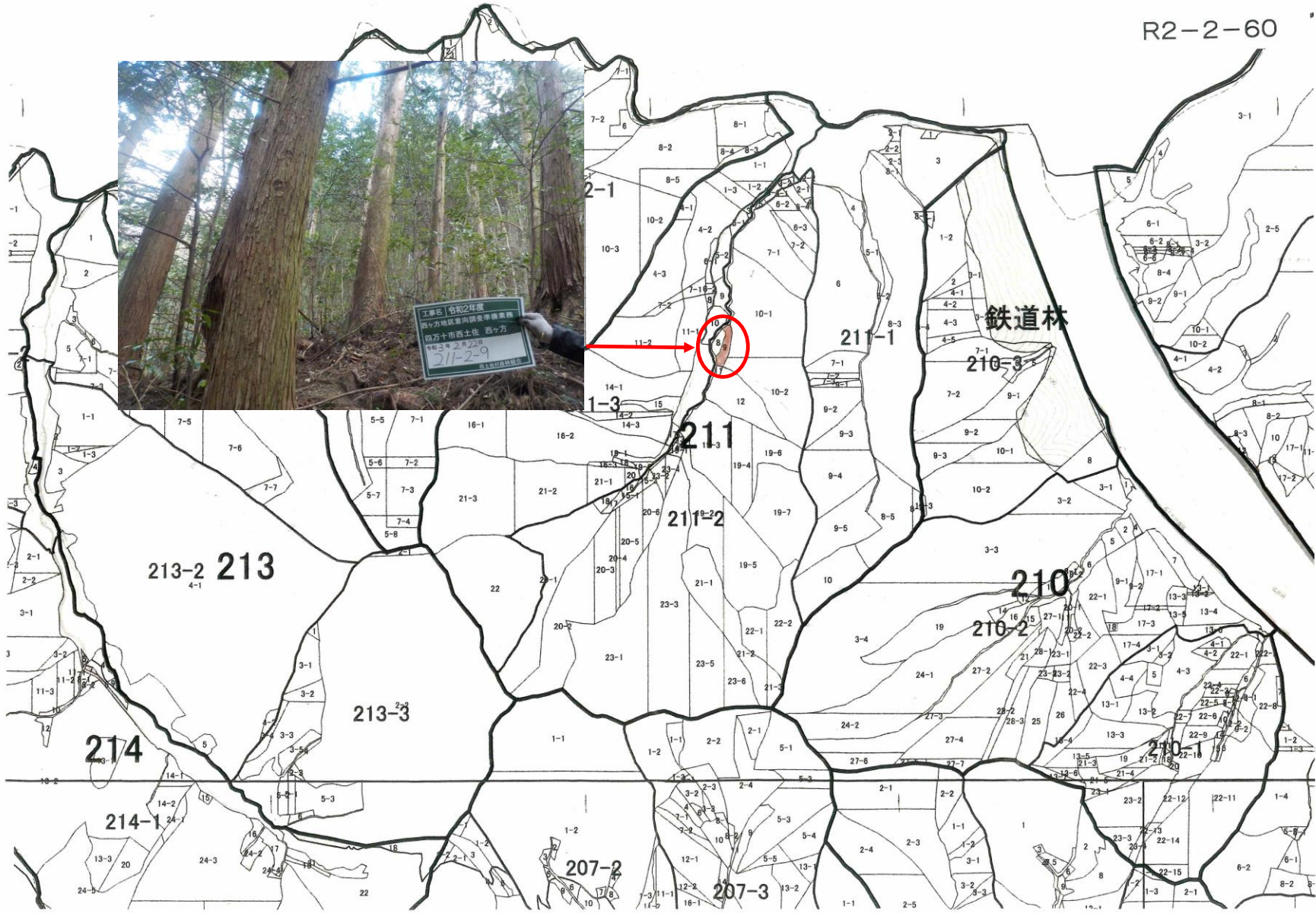
6-280

6-281

R2-2-57



R2-2-60



工事区 令和2年度
国方十甫西土佐 西ヶ方
211-2-9

鉄道林

213-2 213

214

214-1

213-3

207-2

207-3

211

211-2

211-1

210

210-2

210-3

210-1

210-4

210-5

210-6

210-7

210-8

210-9

210-10

210-11

210-12

210-13

210-14

210-15

210-16

210-17

210-18

210-19

210-20

210-21

210-22

210-23

210-24

210-25

210-26

210-27

210-28

210-29

210-30

210-31

210-32

210-33

210-34

210-35

210-36

210-37

210-38

210-39

210-40

210-41

210-42

210-43

210-44

210-45

210-46

210-47

210-48

210-49

210-50

210-51

210-52

210-53

210-54

210-55

210-56

210-57

210-58

210-59

210-60

210-61

210-62

210-63

210-64

210-65

210-66

210-67

210-68

210-69

210-70

210-71

210-72

210-73

210-74

210-75

210-76

210-77

210-78

210-79

210-80

210-81

210-82

210-83

210-84

210-85

210-86

210-87

210-88

210-89

210-90

210-91

210-92

210-93

210-94

210-95

210-96

210-97

210-98

210-99

210-100

210-101

210-102

210-103

210-104

210-105

210-106

210-107

210-108

210-109

210-110

210-111

210-112

210-113

210-114

210-115

210-116

210-117

210-118

210-119

210-120

210-121

210-122

210-123

210-124

210-125

210-126

210-127

210-128

210-129

210-130

210-131

210-132

210-133

210-134

210-135

210-136

210-137

210-138

210-139

210-140

210-141

210-142

210-143

210-144

210-145

210-146

210-147

210-148

210-149

210-150

210-151

210-152

210-153

210-154

210-155

210-156

210-157

210-158

210-159

210-160

210-161

210-162

210-163

210-164

210-165

210-166

210-167

210-168

210-169

210-170

210-171

210-172

210-173

210-174

210-175

210-176

210-177

210-178

210-179

210-180

210-181

210-182

210-183

210-184

210-185

210-186

210-187

210-188

210-189

210-190

210-191

210-192

210-193

210-194

210-195

210-196

210-197

210-198

210-199

210-200

210-201

210-202

210-203

210-204

210-205

210-206

210-207

210-208

210-209

210-210

210-211

210-212

210-213

210-214

210-215

210-216

210-217

210-218

210-219

210-220

210-221

210-222

210-223

210-224

210-225

210-226

210-227

210-228

210-229

210-230

210-231

210-232

210-233

210-234

210-235

210-236

210-237

210-238

210-239

210-240

210-241

210-242

210-243

210-244

210-245

210-246

210-247

210-248

210-249

210-250

210-251

210-252

210-253

210-254

210-255

210-256

210-257

210-258

210-259

210-260

210-261

210-262

210-263

210-264

210-265

210-266

210-267

210-268

210-269

210-270

210-271

210-272

210-273

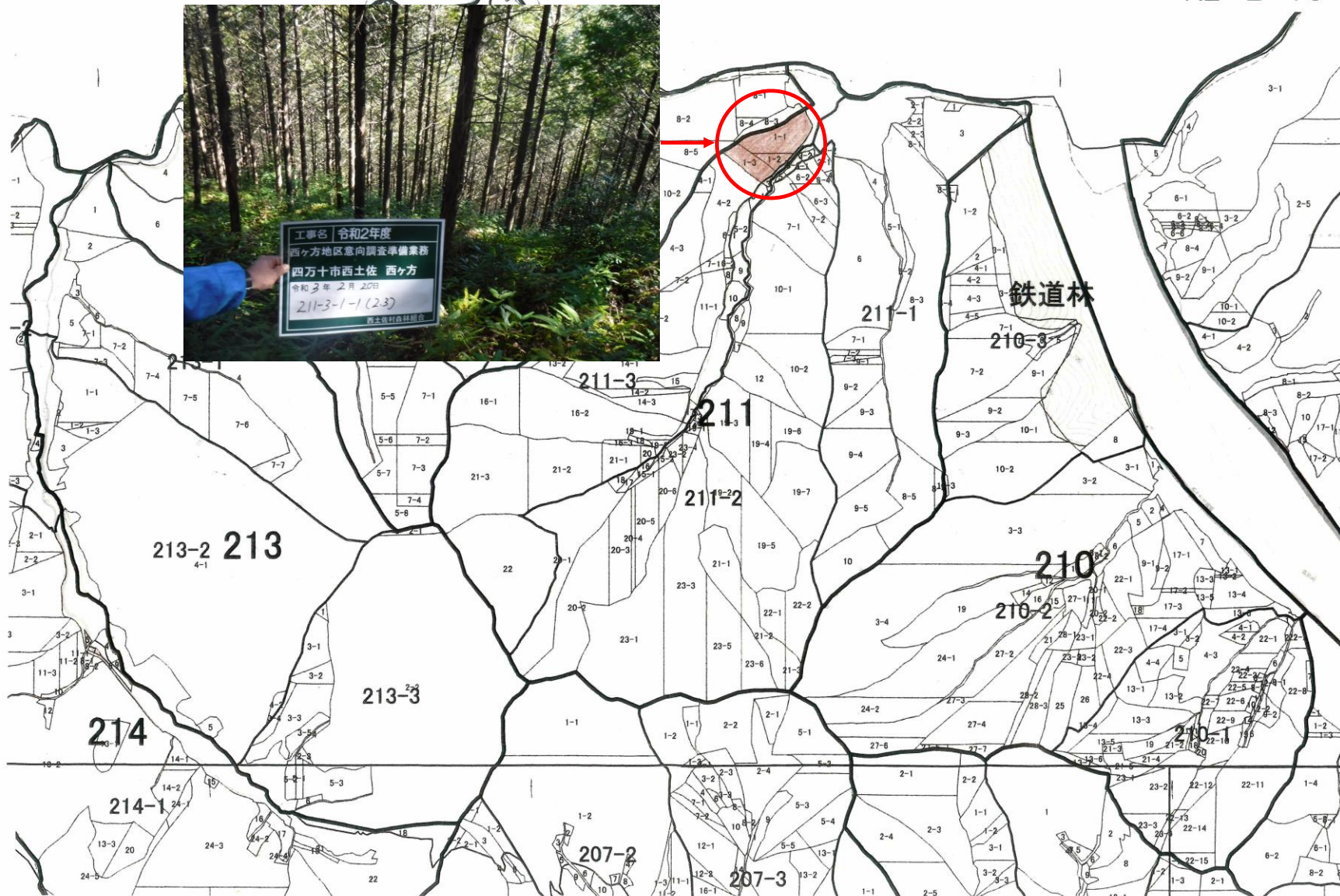
210-274

210-275

210-276

210-277

R2-2-70



R2-2-81

